

住民税非課税世帯・生活保護受給世帯等を対象とした 給付制度（返済不要）の申請受付を開始します！

申請期限（第1回）：令和7年7月31日（木）

1 高校生等奨学給付金 広島県内在住の保護者等が対象

教科書費、教材費など授業料以外の教育費を支援する制度です。

- ◆対象者 ① 生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯 又は
② 保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯

※ 住民税所得割が課税されているが、家計が急変した（保護者等の失職・倒産、死亡・離婚などの理由で収入が減少し、向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった）場合は、お問い合わせください。

◆給付額

世帯区分		給付金の額（年額）
① 生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯		32,300 円
② 住民税所得割額が非課税の世帯	全日制・定時制	143,700 円
	通信制・専攻科	50,500 円

その他、制度の詳細は、県教育委員会ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku09/06senior-2nd-syougakukyuufukin.html>



2 学びの変革環境充実奨学金

広島県内の国公立高等学校等※在学者が対象
※ 対象外の学校もあります。

保護者が負担する生徒用コンピュータの費用を支援する制度です。

- ◆対象者 ① 保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯等※1 かつ
② 高等学校等の指示により生徒用コンピュータを保護者等負担で購入等※2

※1 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していない生活保護受給世帯は対象となります。

住民税所得割が課税されているが、家計が急変した（保護者等の失職・倒産、死亡・離婚などの理由で収入が減少し、向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった）場合は、お問い合わせください。

※2 リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含まれます。

◆給付額（全課程共通）

奨学金の額（年額）
25,600円（定額）

令和6年度からの変更点！

今年度から、生徒用コンピュータの購入額に関わらず、**給付額が定額**となります。

これに伴い、昨年度までは申請の際、購入時のレシート等の提出をお願いしていましたが、今年度の申請においては、**レシート等の提出は不要**となります。

その他、制度の詳細は、県教育委員会ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku09/manabinohenkakusyougakukin.html>



給付を希望する場合、毎年申請が必要です！

申請手続きは裏面へ

1回の申請で、両制度 1 高校生等奨学給付金 2 学びの変革環境充実奨学金 の申請ができます!

令和6年度からの変更点!

昨年度までは、「1」と「2」の両方の制度に申請する場合、それぞれに申請が必要でしたが、今年度から1回で両制度への申請が可能となります。

どちらかの制度のみ申請(例: 県外在住の保護者等が学びの変革環境充実奨学金のみ申請)する場合も、申請方法(システムへの入口)は同じです。(対象外の制度については、申請されても対象外とします。)

◆ 申請方法

① 申請ページへアクセス

申請に必要な書類等を記載していますので、事前に準備してください。

※ 生活保護受給世帯は申請の前に、社会福祉事務所等で「生活保護受給証明書」の証明を受けてください。(申請の途中で画像の添付が必要です。)

② 電子申請システムへログイン

(①の申請ページに電子申請の入口(URL)があります。)



画面の指示に従って、必要事項等を入力してください。

(注)①国立高校等に在学している場合

②県外の公立高校に在学している場合は

紙申請書等を学校に提出してください(電子申請はできません。)



申請のページはこちら

QRコードからも
アクセスできます



【電子申請システムの操作に関する問合せ先】(平日 9時00分から17時00分 年末年始除く)

固定電話: 0120-464-119 (フリーダイヤル) 音声案内の2番を選択してください。

携帯電話: 0570-041-001 (有料)

◆ 給付スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月
申請	審査		結果通知・給付	

※ 審査完了次第、順次給付

※ 申請内容に不備があった場合、給付が遅れることがあります。

◆ Q&A

Q

「保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯」とは、どのような世帯ですか?

A

保護者等全員の**住民税所得割が0円の世帯**が対象となります。(均等割は含まれません。)住民税は、マイナポータルのほか、市区町村役所(場)等で交付される令和7年度の「決定通知書」や「所得課税証明書」等で確認できます。

Q

給付が決定された場合、どのように受け取ることができますか?

A

申請の際に届け出ていただく保護者等名義の指定の銀行口座に、県教育委員会から振り込みます。ただし、高校等が保護者の代わりに受け取り、学校徴収金(諸費等)にあてる場合もあります。

【問合せ先】広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 就学支援係

☎ : 082-222-3015

〈受付日時〉月曜日～金曜日(祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

※ 私立の方は広島県環境県民局学事課修学支援担当にお問合せください。

電話: 082-513-2755 [修学支援担当] 受付時間: 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで